日法聖人文書の研究（一）

―京都宥清寺文書と現存日法聖人真蹟断簡類について―

原井慈鳳

目次

一、はじめに……(3)
二、宥清寺所蔵所謂日弁聖人消息二種の特徴と問題点……(4)
（一）宥清寺13―1・13―2文書の特徴
（二）宥清寺13―1文書の解読と内容
（三）宥清寺13―2文書の解読と内容
三、紙背文書の存在する光長寺文書と紙背文書としての日弁聖人消息……(8)
（一）紙背文書の存在する光長寺文書
（二）紙背文書としての日弁聖人消息
四、『御法門御聞書』及び『連々御聴書』と宥清寺13―2文書の関連……(10)
（一）『御法門御聞書』と『連々御聴書』
（二）『御法門御聞書』と宥清寺13―2文書の関連
（三）『連々御聴書』と宥清寺13―2文書の関連

五、光長寺蔵日弁聖人文書類及び宥清寺13－1文書と熱原法難との接点……(14)
（一）『御法門御聞書』紙背の日弁聖人文書類と宥清寺13－1文書の比較
（二）日弁聖人消息と熱原法難との接点
六、日法聖人断簡の存在と分類……(19)
（一）光長寺蔵断簡…（a）～（f）
（二）東之坊蔵断簡…（g）
（三）立正寺蔵断簡…（h）
（四）蓮静寺蔵断簡…（i）
（五）本能寺蔵断簡…（j）
（六）妙顕寺蔵断簡…（k）
（七）本覚寺蔵断簡…（l）
（八）宥清寺蔵断簡…（m）
七、日法聖人文書の伝承の記録……(33)
（一）日意師の記録（光長寺十二世）
（二）日寛師の記録（光長寺二十四世）
（三）日暁師の記録（光長寺二十八世）
八、結び……(38)

一、はじめに

大本山光長寺に所蔵する日法聖人文書の中より平成二年二月、日法聖人六百五十遠忌を記念して『御法門御聞書』が解読され刊行された。日法聖人真蹟文書の研究はまだ緒に就いたばかりと言えるかも知れない。この解読編纂の一員に加えて頂いたが鎌倉期の文書の解読は容易でなく、紙背文書の存在も早くから重視されているにも拘らず本紙の欠損や裏打ちの状態、後世の加筆や順序の入れ替えなど研究には様々の困難が存在している。

平成二年一月筆者は本門仏立宗本山、京都宥清寺にて日法聖人御作と称される宗祖御木像と関連文書を拝見する機会を得た。当日は御尊像に関する資料を中心に拝見したがこの時注目すべき二点の古文書に出会った。両者は同寺にて各々『日弁聖人御消息』として伝承されるものである。正に消息一点は日弁聖人の筆蹟と思われ署名花押も存在する。しかし他の一点は断簡で日弁聖人の筆蹟とは別の特徴が認められ両書を同一人の筆蹟とするには疑問がある。両書は当初一紙であった事が表装の裏書に見え一紙の表裏が分離されて二紙となり二軸に表装された事が知られる。

日弁聖人文書が紙背にある文書といえば光長寺に存在する日法聖人文書が想起される。両者に何らかの接点があるであろうか。この解明には日法聖人文書の比較研究が不可欠である。そこで宥清寺所蔵二点の断簡について種々の角度から考察を進め光長寺文書をはじめ他の文書との比較を試る事とした。

日弁聖人の断簡として光長寺には「与和泉御房消息」[1]一点が『宝物台帳』に記録され伝承されて来た。しかし少くとも他に三点の紙背文書としての日弁聖人断簡が存在する事を今回確認する事ができた。

また表文書としては『御法門御聞書』をはじめ光長寺所蔵文書と如何なる関連があるであろうか。特に各地の断簡に試考を及ぼしそれらが如何なる意味を有するものか、如何なる歴史的事実を背後に有するものか順次解明を進

めて見たいと思う。

(この論文は平成二年九月法華宗教学研究所総会に於て発表の分を補いまとめたものである。)

二、宥清寺所蔵所謂日弁聖人消息二種の特徴と問題点

(一) 宥清寺13－1・13－2文書の特徴

京都市にある本門仏立宗本山宥清寺は延慶元年(一三〇八)中老日弁聖人の開山と称され、その濫觴は京都二条青柳山本門寺に遡るとされている。

同寺に所蔵される「日弁聖人御消息」は日法聖人文書との関連に於て重要と思われる。原本二点を拝見したが、同寺が平成元年七月十六日に発行した仏立開導日扇聖人百回御遠諱奉讃会、宥清寺寺史編纂課の編集になる『宥清寺』と題する文献の宝物の項に「13－1日辯聖人御消息」、「13－2日辯聖人御消息」として配列されている。[2] (便宜上この二点を13－1文書、13－2文書と略称する。)

同『宥清寺』古文書の項に一部解読が試られ両者共に日弁聖人ご真蹟とされているが内容に言及した文献は寡聞にして知られない。

そこで13－1文書、13－2文書の特徴を挙げると次の如くである。

a　13－1・13－2文書はもと一紙であった事が軸装の裏書に見え、表裏が分離され各々同時に表装が施された事が明らかである。

b　13－1・13－2文書は各々の裏に互に墨色がにじみ両書は表裏一紙であった事は確実である。

c　13－1文書には日付・日弁聖人署名花押が認められるが宛先が切断されている。

d　13－2文書には日弁聖人の署名花押が認められず、筆跡は13－1文書と明らかに異る特徴を有している。

e　13－2文書は右半面が十二行の記述であり、内容に「文句」、「文句記」等の引用が見える。

f　13－1・13－2文書の形態は岡宮光長寺日法聖人所持文書に類似している。

右の考察により13－1・13－2文書はもと一紙であり、表裏の筆者は日弁聖人とされているが13－2文書は別の筆者が想定され、13－1・13－2文書と他の文献との具な比較検討が必要である。従って、13－1・13－2文書の解読を試みて問題点を取上げて行きたい。

（二）　宥清寺13－1文書の解読と内容

かく□(中カ)□(中カ)心もとなく候

御文□(うカ)□給り候ぬ

うゝり□の事よろこひ

入へく候この□こへ久く

候へハくハしく申さす候

わかミやゟ(にカ)御わ(た)こり候ら(へカ)□

事□□(候カ)□(ハカ)心やすく候へ

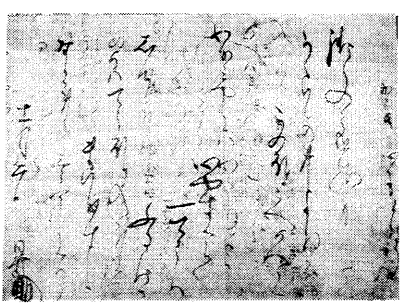

写真　宥清寺　13－1　文書

けさの事□(ハカ)一てうハ
志ゟ(め)□(キカ)め候ハふるけさ
のゝハてう□(別カ×にカ)ゝ入事にて
候あひくまい□すゝ
なに事□(もカ)三郎四郎くハし□(くカ)
申へく候　恐々謹言
十一月二日　日弁花押
□□

この消息の中で明らかに解読できる部分「わかみや」は地名と考えられるが、鎌倉の鶴岡八幡の「若宮小路」の事か、[3] 富木常忍師の住した八幡庄若宮の地か[4]他又駿河国富士郡、小泉の内の若宮の地か。[5] 筆者は下総国八幡庄若宮の地を有力と考えるが後に述べる事としたい。

更に人名の「三郎四郎」は他の日弁文書に屡見られる名前であるが日弁聖人の侍者であろうか。宛名の部分が切断されてわずかに文字の一部分が認められるが判読は不能である。

(三)　宥清寺13－2文書の解読と内容

□(文)(6)弘經者用与適時(ヨウヨメ)□(バカ)□(返)位人事□(也)(欄)小者　文句八云
等是不見(7)□(11)説□(ラヒ)□大無咎文　記八云問(8)佛世ハ観機

恐ミナ物(物)堕ニコト一ヒ苦ニ□(充)以小接セッシ次□(以)偏引。導末代弘法豈必
然耶答(10)若始行者具ニ如今文ニ不以小答ニ若深□(位)
人始末ニ弘メハ法必以生滅等ノ三ヲ方ニ能ク顕於円頓□(論)(ニカカカ)
文句九云　初心畏縁所紛動妨修正業直専持此経即
上供□(業)癈事存理所益弘多後心理観若熟渉外不
妨内事資於道如油□(多)(次)猛文　文句十云
□(衆)(聞カ)(12)出世踟蹰(13)不説等ニ云故我等末法時之人ノ機不可
□(知カ)見而回(開カ)如天台妙楽御尺(釈)直説法花也廣宣流布ノ時知□(者カ)
也　南嶽天台傳教他方來ニ法花經弘給ニ猶尒(前)
得道不許何況末法ニ地涌出現ノ久遠本化ノ井(菩薩)
五字ノ肝要ヲ弘給ハムニ其弟子等假染念佛真言禅□(禅カ)
(等カ)余經ヲ□(拝カ)スル事ハ上行(井)(菩薩)。御恥ナルヘシ故如何源(尊)ハ
□(流カ)遠源軋(光)レハ流レ盡ス根深(14)レ枝榮□(根)(繁カ)枝枯ル、蓮盛見(15)チ
□(知カ)池深コトヲ雨ノ猛(タケシヲ)見知龍大小城□(主カ)□(討カ)レハ守強城ノ□(主カ)
惟(維)レハ守者憶(ヲク)源濁レハ流不清身曲レハ□(不カ)直景針曲レハ不絲□(直カ)
□(天カ)法燈□□(記カ)

写真　宥清寺　13－2　文書

炎等經具□(カ)破戒非於□(カ)末代之

この文書の内容は『文句』、『文句記』を引用し末法時の人の機を論じているのである。今日迄に称されている如き消息文ではなくして法華経弘法の為久遠本化の菩薩とその弟子のあり方を論じた教学の書の一部分と考えられる。而してこれに類似する形態は光長寺所蔵文書類に見る事ができる。紙背文書の存在するものに注目すべきであり、日弁聖人文書として従来光長寺に所蔵される一点を含め光長寺所蔵文書の中に新たに日弁聖人文書を再調査する事とした。

三、紙背文書の存在する光長寺文書と紙背文書としての日弁聖人消息

（一）　紙背文書の存在する光長寺文書

（文書名）	（光長寺分類番号）	（筆者）
『日本國佛法渡事』[16]	第一種宝物6	（宗祖[17]）
『文句疏記要文』	第一種宝物18	日春
『大日本國法華經験記』	第一種宝物19	日春
『御法門御聴書上』	第一種宝物23	日法
『御法門御聞書下』	第一種宝物24	日法
『四信五品抄』	第一種宝物32	日法

光長寺所蔵鎌倉期宗祖直弟関係文書で紙背文書の認められるものを試みに列挙してみた。断簡の中にも紙背文書の認められるものがあるが後述する事とする。

（二）　紙背文書としての日弁聖人消息

日弁聖人文書として光長寺に於て認められるのは宝物管理委員会分類、第二種宝物乙類一に指定される『与和泉御房消息』一点である。同文書は『御法門御聴書上』の冒頭部分より分離されたものである。後に述べるが分離した時は光長寺二十四世日寛師の代と推定され日弁聖人消息の表文書に相当する部分は同師により新たに写入され補われている。

『御法門御聞書』上下巻には種々の紙背文書が認められこの中には少くとも三点の日弁聖人消息が存在すると考えられる。日弁聖人消息として既に認められている一点をAとし他を各々B、C、Dとして挙げると次の通りである。

A（光長寺蔵日弁A文書）

十一月廿五日消息断簡　七行　第二種宝物乙一

本紙（二七・八cm×二三・三cm）軸装　正徳元年十一月日暁代

署名花押有　和泉公御房宛

表文書『御法門御聴書上』

（紙数番号一　背文書番号二〇）[18]

B（光長寺蔵日弁B文書）

十二月二日　消息断簡　九行

署名花押有　和泉公御房宛

表文書『御法門御聴書上』

(紙数番号二一　背文書番号一九)

C(光長寺蔵日弁C文書)

年月不詳　消息断簡　一六行

署名花押無　宛名無

表文書『御法門御聞書下』

(紙数番号二九　背文書番号二)

D(光長寺蔵日弁D文書)

年月不詳　消息断簡　一八行カ

署名花押無　宛名無

表文書『御法門御聴書上』

(紙数番号一三　背文書番号八)

四、『御法門御聞書』及び『連々御聴書』と宥清寺13－2文書の関連

(一)　『御法門御聞書』と『連々御聴書』

『御法門御聞書』と通称されるが、光長寺蔵の当文書二巻は内容、構成、紙背文書等々注目すべき文献である。同寺にはこの他に内容の類似する『連々御聴書』と称される二巻が存在する。後者は後の写本と考えられるが紙質、筆蹟、内容の一部も前者とは異るものである。各々の文献は題号について紛らわしい点や混乱があるので先ず整理

して置く事としたい。

日法聖人直筆本には聖人自身の付与した題号はなく、その内容にも一貫した順序がなく、断片的記述が冊子に綴り合わされたものの如く考えられる。江戸期に新たに上・下巻に分けられ巻子本に改められた。（日寛師代）その時の題簽には次の如く記される。

上巻『御法門御聴書上』
下巻『御法門御聞書下』

上下巻に「御聴書」、「御聞書」の変化があり、敢て「聴聞」の二文字を上下巻に分けたものか不明であるが、明和五年『光長寺霊宝扣』には上下巻とも『御法門御聞書』とある。光長寺宝物台帳宝物管理委員会のラベルも上下巻『御法門御聞書』と記される。

この題号は本来写本の上巻端裏に「聖人御法門聴聞分連々集之上下巻日法之在御判」とあり、内題にも「聖人御法門聴聞分集之上日法」とある事から光長寺十二世日意師はこの題号を真蹟本の題号として使用したものと考えられる。[19]

従って真蹟本の題号は写本により題名を付与されたものであり、更に巻子本に改められた時『御法門御聴書上』『御法門御聞書下』と各々題簽が付され、写本は『連々御聴書』上下巻の題簽が付されたものと考えられる。但し『宝物台帳』及び宝物管理委員会ラベルには写本は『連々御聞書』と記される。以下に真蹟本を総称する時は『御法門御聞書』と記し、写本を総称する時は『連々御聴書』と記する事とする。

（二）　『御法門御聞書』と宥清寺13－2文書の関連

光長寺に於ける日弁聖人文書は『御法門御聞書』の紙背に集中して存在する事が確認されたが試みに宥清寺所蔵の所謂日弁聖人消息二点の中13－2文書を『御法門御聞書』の内容と比較してみる事とする。

宥清寺13－2文書に記された僅かの内容から両書の関連の有無を見出す事は困難であるが、教義上の二、三の単語に注目しつつ順次対照を行ってゆくと次の点が明白となって来る。

○宥清寺13－2文書の引用には『玄義』『文句記九』『文句十』等の書名が見え「末法時の人の機」を論じている。

注目すべきは「浅位人事」と「深位人事」の対比であり『玄義』にこれらが対照的に論ぜられる部分がある。

○『御法門御聞書』下に「深位人事」を論じている部分がありこの引用は『法華玄義』よりなされている。即ち「玄六云衆生不信須爲實施權以淺助深無虚妄[20]此即深位人事也」とあり『御法門御聞書』下巻の第二十四紙に対応する。

○宥清寺13－2文書の冒頭には「浅位人事」を論じている部分がある。即ち「□[未]弘經者用与ヨウヨ適時云云□[浅]位人事□[也][21]」とあり『法華玄義』の引用である。原本の「善」「淺」「也」の文字の部分は欠損があり判読が困難であるが『大正蔵経』三三－七六三頁により補う事ができる。

○光長寺『御聞書』と宥清寺13－2文書は『玄義』の同じ部分より引用があり両者の関連の強さを示唆している。

（三）　『連々御聴書』と宥清寺13－2文書の関連

『連々御聴書』原本にて「深位人・浅位人」の記述の見える箇所を求めこれに注目すると上巻末より四紙目に次の如き部分がある。

「…可説余深法ヲ人ハ機ヲ能見知ル後心深位之人事也[22]
末法人淺位ニメ人ノ機ヲ不見知爾者唯直此經可説見ヨリ以□[足]
玄六云衆生不ハ信須為實施權以淺助深無虚妄文[23]此即
深位人ノ事也善弘經者用与メ適時ニ云淺位ノ人事也[25]
尓者文句云等是不見但説大無咎文記ハ云問佛世[闕]
観機ヲ恐物堕「一ヒ若先以小接シ次以偏引導末代弘法豈必然
耶答若始行者具ニ如今文不以小答若深位人始末弘法ヲ
必以生滅等三ヲ方ニ能顕於円頓文　文句十云釈迦出世踟蹰[26]
不説等ニ云ニ云南岳天台傳教等迹化开法華經ヲ弘玉フニ猶尓[闕][菩薩]
前得道ヲ不許何况末法ニ地涌出現メ久遠本化大开五字[闕][菩薩]
肝要ヲ弘玉フニ豈可許尓前得道ヲ乎。如城ノ主剛レハ守強城ノ主
惟レハ守者憶ス源濁レハ流不清身曲レハ不直影針曲レハ不直糸
「問大經受持是經而毀戒者則是衆生悪知識也非我弟子」

○『連々御聴書上』終りより四紙と三紙に「深位人事」、「浅位人事」があり13－2文書と同様の文意が認められる。
○玄義六[27]に引用した「深位人事」に続いて13－2文書冒頭の「善弘經者用与ニ云云」が見え、以下に13－2文書と全同ではないが同意の記述が見える。
○13－2文書、終りより三行目「針曲不絲□[直]」は『連々』の「針曲レハ不直糸」に対応するものである。

○『連々』の「問大經受持是經」は『御法門御聞書下』の第二十五紙「問大經受持是經」に対応しており、「善弘經者用与」より「針曲ゝ不直糸」迄が『連々』に存在するのに比較して『御法門御聞書』にこの部分が欠落している事が判明する。

されば13－2文書は『御法門御聞書下』第二十四紙と第二十五紙の間に存在したであろう事が証明されるのである。『御法門御聞書下』第二十五紙「問大經受持是經」の右に十七口の小さな文字が加筆されているのが見えるが十七行欠けるの意であろうか。この十七行は『連々』にある通り文意が一貫しているので連続した文面であり片面十二行の体裁は『御聞書下』の第二十四紙、第二十五紙の形態と同様である。次の半面の五行にて文章は切れるのであるが、空白を置いて最後の二行は如何に連続するか不明である。紙背にあたる13－1文書の対応部分を見るに、この部分もやはり不連続である。従ってこの二行の部分は付加された可能性が強いと言えよう。

五、光長寺蔵日弁聖人文書類及び宥清寺13－1文書と熱原法難との接点

(一)　『御法門御聞書』紙背の日弁聖人文書類と宥清寺13－1文書の比較

宥清寺13－1日弁聖人消息は光長寺蔵日弁聖人文書と形態も筆蹟も類似している。日弁聖人筆蹟は大胆でかなりの筆勢で書かれているのが特徴。文字を比較する場合、同じ地名、人名、くり返し使用される単語、表現法等に於て容易に理解されるものである。各文書の具体的な筆蹟比較を以下に試る事とする。

〈使用される単語〉　〈同単語の見える消息〉

a・くハしく…　宥清寺日弁13－1文書

光長寺日弁A文書
光長寺日弁B文書
光長寺日弁D文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁A文書
光長寺日弁C文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁B文書
光長寺日弁C文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁C文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁C文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁B文書
光長寺日弁C文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁A文書

b・ゟわゝり…

c・わゟミや（との）…

d・御…（御わゝり）

e・心…

f・事…

g・申へく…

写真　光長寺日弁A文書

写真　光長寺日弁B文書

光長寺日弁B文書
光長寺日弁C文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁D文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁A文書
光長寺日弁C文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁A文書
光長寺日弁B文書
宥清寺日弁13－1文書
光長寺日弁A文書
光長寺日弁B文書

h・よろこひ（て）…

i・三郎四郎…

j・十一月（二）日…

k・日弁花押…

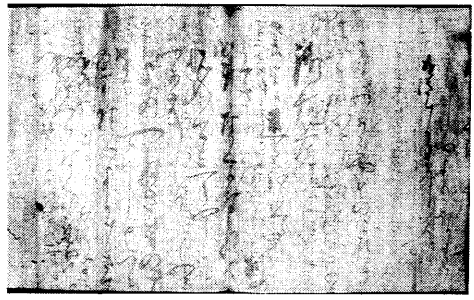

写真　光長寺日弁C文書

写真　光長寺日弁D文書

宥清寺蔵13－1日弁聖人消息と光長寺蔵日弁聖人A～D文書の比較を同一の単語、同一の文字に於て行ったが特徴が一致して同一人物の筆蹟に相違ない。宥清寺13－1文書が多くの光長寺日弁聖人文書に共通項を持っており光長寺A・B文書がそうであるように光長寺C・D文書も確かに日弁聖人の真蹟である事が証明される。

（二）　日弁聖人消息と熱原法難との接点

宥清寺13－1文書、光長寺蔵日弁聖人A～D文書は正に日法聖人に宛てられたものであり、「わかみや」、「御わたり」、「二月八日」、「御法門」、「三郎四郎」等の語はキーワードある。「わかみや」の地に何度も日法聖人を誘い法門や情報を聞かせて欲しい旨の意が内容に現われ、信頼できる人物三郎四郎を使者として情報交換されていた事が知られる。

「わかみや」を鎌倉の地とする論拠は乏しいと言える。この場合「わかみやとの」の解釈も困難である。一つの推論として、「わかみや」を小泉久遠寺の付近の若宮に准えると、日弁聖人が日秀師らと富士下方瀧泉寺に於て布教を行っていた時代のものではないかとの仮説が立てられる。しかし、「御わたり」とか「越へ久しく」とか「二月八日」の来訪を何度も催促したり、「心もとなく」との不安感を表明せられる状況を勘案して、岡宮の地の日法聖人へ富士の地から日弁聖人が差出したと考えるにはあまりに近隣すぎ文意に似わない。

弘安二年（一二七九）十月熱原の法難後、同年十一月二十五日の『富城女房尼前御書』にある如く宗祖は日弁、日秀の両師を伊予殿（日頂師）の許に遣わされている。[28]

常忍師の養子日頂師は富士上方重須の産とされ早くから宗祖にその資質を認められ弘安二年時は真間弘法寺で教線を張っていた。同じ富士に住された縁の故か日弁、日秀両師は若き日頂師の後見の如き名目で派遣されたようである。実際は富士より避難されたのである。

下総国八幡庄「若宮」の地は富木常忍師の法華堂の存する地でもあった。御書にある如く「しばらくふびんにあたらせ給へ」と宗祖は両師を富木師にかくまわせられたのである。日弁師の「わかみやとの」の表現を見れば若宮の主、富木師を指すと見るのが妥当であろう。日弁師が日法師に出された一連の書状の年代は重要と思われる。二月八日は釈尊の成道会の日である。

日弁13－1文書は十一月二日付で自らの着用の袈裟の用意の事が見え同時に日法師に「わかみや」への請待がある。日弁A文書は『富城女房尼御前御書』と同じ十一月二十五日付で二月八日には日法師に是非面会したく、又御法門を聞かせて欲しい旨が記される。日弁B文書は十二月二日付で重ねて急ぎ「わかみや」への来訪を要請している。日弁C文書に日付はないが、今の所そちらに変った事が無いのは幸いだが自分に心配な事があるので十分気をつけて日法師が三郎四郎に仕わす書状には日常の事は書いて差支えないが、とにかく「わかみや」で二月に面会したいという旨が見える。日弁D文書も日付はないが十二月二日の事に言及した部分が見え更に五郎太郎という人物の事に言及した部分が見え走り書きとなっている。

しからばこれらの一連の日弁聖人書状は下総「若宮」への招請が主で結局弘安二年（一二七九）中の可能性が強い。年号なき文章も文の内容より同年か次年早々のものである事が間違いないと思われる。

使者の三郎四郎も再三書状に見えるが『白蓮弟子分與申御筆御本尊目録』[29]に「富士下方三郎太郎、下野房（日秀）の弟子也云云」とあり同時代の者で兄弟縁者に「三郎四郎」なるもの日弁聖人の弟子に連る者の存在を連想するに止り、今のところ特定はできない。

駿河の地の緊迫を察してか三郎四郎に詳細は口頭で話させ、文面はあくまで慎重である。「返す返す心して」との日弁聖人の表現の背後には熱原法難下の厳しい環境が推測され、求めている情報は法難後の鎌倉や富士下方の情勢であろう。弘安二年（一二七九）九月に、日弁日秀両師の弟子二十名が鎌倉に拘束されて行った事は日興師の『本尊分與帳』に明らかである。「わかみや」からの再三の書状の真意は日弁聖人生涯の痛恨の事件として熱原法難を位置づけ、種々の意見や情報を駿河東部に布教する日法聖人に求められた事にある。

『瀧泉寺申状』は宗祖が日弁日秀両師を行智の讒訴に対して陳弁したものであるが古来難解とされて来た。同書

に「法華三昧ノ供僧和泉房蓮海ヲ以テ法華經ニ柿紙ヲ作テ紺形ニ彫リ営舎ノ修治ヲ為ス」と見える。経本を渋紙にして「紺形」とは彫刻の下紙の事か、これを命じたという行智の不信、不敬を示しているが、「和泉房」とは日法聖人を指すのであろうか。彫刻の事は日法聖人を連想させるが、「蓮海」とは誰を指すものか、更に研究が必要である。ただ同部分も含め『申状』のかなりの部分を日興師が筆写した事は考慮に入れねばならない。

『本尊分興帳』に弘安年中市庭寺越後房が「白蓮に背き了んぬ」と見えるが、日法日弁両師の結び付きが日興師との距離をこの時機に広げていた事は事実であろう。しかし日興師が同帳に日法、日弁両師の関係を師弟関係として両者共に興師の弟子と記している点は上記の消息文意からも認められない。

光長寺には熱原法難の関係資料も日法聖人の駿河布教の資料もないとする見解があるが[30]これは誤りである。光長寺に日興師より日弁師に宛てた書状の宛名書が存在し、日興師より常忍師に宛てた消息が存在する。当書状には紙背文書が存在し光長寺に古来伝承されたものであるから常忍師と日法師及び日弁師の結び付きが見えて来るのである。この一件の詳細は紙数の都合により他日を期す事とする。

六、日法聖人断簡の存在と分類

現存の日法聖人断簡は光長寺をはじめとして各地に伝承されるが妙顕寺文書が個別に取上げられているのを除き殆んど言及されたものは無いと思われる。断簡類が重要な意義を有する事は既に述べて来た通りである。故に現存日法聖人の断簡につき新発見のものを含み若干の考察を加え分類を試ることとする。

(一) 光長寺所蔵断簡

a・四紙巻子本　本紙（二七・一cm×三六・八cm）　光長寺宝物台帳　第一種宝物　三六　『御書撮要』

署名花押なし紙背文書なし

当本は光長寺『宝物台帳』には題号は『御書撮要』とされている。光長寺蔵の第一種宝物類の一連の装幀と異る点が注目されるが題簽には「主君也両部大日　題号不知」とある。即ち内容は不明となっていた。光長寺所蔵日法文書類を調査すると『本迹相違要文』[31]上下巻に同じ記述がある事が判明した。

即ち『本迹相違要文上』[32]の「主君也」より始まり「報思抄下云……」の下「我滅度後々百歳中」が欠落、更に「日本國一同南無妙法蓮華經也」の下の半行が欠落。「南部六郎三郎殿肖云」（ママ）が「南部六郎殿消云」とある。そして「自余三教違順定故等云云」迄同じで最後の三行があり本紙が裁断されている。

この三行は『本迹相違要文下』[33]の冒頭部分「開目抄上云」より「發迹本門久成即隠此等」迄の文と同じである。但し二行目の「未開権迹」は『要文下』には「未開権迹門」とある。この三行が何故この部分に在るのか不明であるが日法聖人の真蹟に相違ない。転写されたものであろう。『本迹相違要文上』が本紙に欠損多く判読不能の部分が多いので当文書により一部でも補える事の意義を認めねばならない。

b・十二行断簡一紙　本紙（三九・二cm×一七・二cm）宝物台帳　第一種宝物　四五

署名花押なし紙背文書なし軸装

（解説）

「[34]天乃貴（メニテタニモ）有（ナラハ）假使鈴園（鷲峰山）山ヲ日本国ニ引廻須弥山ヲ蓋（蓋）（トメ）十□（方）世界

四天王ヲ集テ波降（降カ）立并（並）防（カル（防クトモ））法花經ノ敵成教主釈尊（尊）ヨリモ大事（ナル）

行者ヲ法花經乃第五巻ヲ以ヲ日蓮之面[35]ヲ打十巻共ニ引散メ散ゝ踏レタリシ大
禍ハ[36]脱難久古曽ヌカレ(ウコソ)候スラメ日本守護乃天照太神正八幡等モ何ヲ加ヘル(カヽル)国ヲハ
助給可キ急ゝ活罰ヲ加テ自科ヲハ脱レントコソ勵ミ給ラメ遅禍ヲ(ソク)[37]行ルヽ間日本国乃
諸神トモ四天大王ニ被レテ禁耶坐ジマスラン知難キ事也　教大師云
竊以[38]レハ井国寶(善蔵)ハ載タリ法花經ニ大乗乃利他ハ摩訶衍乃説弥天乃七難ハ
非大乗經ニ何以為除ニ未然乃大災ハ非スハ井僧(善蔵)ニ豈得冥滅等ニ云云
而今大蒙古国ヲ調状スル公家武家乃日記ヲ見ルニ或五大尊或七佛薬
師或佛眼或ハ金輪等ト云ニ云此等乃小法大災ヲ可消哉還著於本
入ト成テ国忽ニ亡ナントス[39]日吉乃社ニメ法花經[40]乃護摩ヲ雖行ニ不空三蔵之
誤法ヲ本トメ行フ間祈祷ノ儀ニ非ス又今乃高僧等ハ或ハ東乃真言□(或カ)」

内容を考察して当断簡の意趣を他の光長寺文書に比較すると光長寺『宝物台帳』第一種宝物三四の『下山抄』の一部である事が判明する。光長寺原本の末尾には十二世日意師の記録があり、元和六年（一六二〇）十二月二日の日付の後に「乍恐奥一紙半寫足候　本化沙門釋日意花押　光長寺常住」とある。寫足された部分の前半十一行余が軸装にされた部分の当断簡となっている。他の後半部は不明。

日弁聖人消息Aと十二行の当断簡は表装金襴が同種と思われ、二十八世日暁師により正徳元年（一七一一）再修補されたものと考えられる。

c・八行断簡一紙　本紙（三〇・二cm×一四・八cm）宝物台帳　第一種宝物　二七

署名花押なし、軸装紙背にわずかに文字が認められる。

（解読）

尺迦仏法花經行者ト言ッ事報恩抄ニアリ

□□本尊事　本尊問答云尺迦多寶十方ノ諸仏御本尊法花經ノ□□□

□□本尊者涌出初自尒時尺迦牟尼佛告弥

□□至ヲ嘱累品聞佛所説皆大歡七七ニ七品二半ナリ

□□三世佛并舍利ム目連迦葉阿難等梵尺四天

□□衆星龍神八ア第六天广王修羅十羅刹女

□□母神等妙法蓮花經五字秘法ヲ恭敬合掌アリ

□法ヲ大聖人屆書置給ヘリ此即縁起ノ次第也如何

□宗□目ヲハ尺迦多寶三世十方諸如來如ニ是恭敬

この文書は『八品所顕立義』[43]と称され、古来当宗の教義の源流が云云される日法聖人真蹟断簡である。『宝物台帳』には『八品所顕証文』と記される。

当宗の本尊に関し、本尊の事は涌出品（第十五）の後半「爾時釋迦牟尼佛告彌勒菩薩」[44]より嘱累品（第二十二）の末尾「聞佛所説皆第歡喜」[45]までの「七品二半」に説かれると記される。教義の重要部を述べられた日法聖人の真蹟は『本迹相違要文』であり、この中の一部分が分離されたのではないかと考えられる。

この八行断簡には墨の裏染みがあり同様の墨の裏染みが『本迹相違要文』に認められる。冊子本であった時のし

みであろうか、両者は紙質も類似しており本紙の上部に欠損があり下半部は原形を留めるという特徴も同様である。軸装裏の記録によれば再修補は二十八世 日暁師の代、正徳元年（一七一一）十一月である。

d・五行断簡一紙　本紙（三五・七cm×二一・二cm）

宝物台帳　第一種宝物　四六

署名花押あり紙背に文字有軸装

（解読）

四条中務三郎□□□□（左衛門尉カ）殿

□日法花押

姿（シ反）スカタ　カタチ　シナ　作（サ反）則落　ツクル　造也　サイロシ　自（シ反）ヲノソカラ　ミツカラ　ヒトリカフ　シタカフ　クロコヒル　□（遍）（ハウ反）トフラフ　トロフ　ハカラフ　以（イ反）ヲモヒミル　モツ

嶺（レイ反）ミネ　サカ　スミヤカ　聚（シュ反）アツム　マシハル

隙（キャク反）ヌサク反　ウカツヒマ　ツヒテムクユ　ツラ子ルル　誡（カイ反）コロ六ミル　イマシメ　敬言　ツクル告

日法聖人の自署と花押が認められ「四条中務三郎」の名が見える。四条金吾への消息の宛名とも見えるが文字の

特徴は「郎」「殿」等『本迹相違要文』の「南部六郎三郎殿」の文字に類似している。

以下に漢字九文字の単字和訓読解が記される。これらの文字の特徴も「作」「誠」等は日法聖人の『御法門御聞書』『本迹相違要文』と同様であり、「自」「嶺」「隙」等は同聖人の『和漢朗詠集』のものと極めて類似している。この断簡が日法聖人真蹟であることは間違いないであろう。署名花押も真蹟と考えられ署名の上の虫損の字は「主」であると推定される。この単字解説は恐らく辞書によっていると考えるべきである。

単字の和訓解説古辞書類の中より最もこの形に近いのは、『和玉篇』である事が判明した。鎌倉期にこの形態があった事は重要でこの考察は稿を改める。

『宝物台帳』にある『御法門御聞書』の一部という記録は断定できない。本紙は元禄十二年（一六九九）七月七日当地の旧家新井氏の奉納である事が表装の裏書に見える。

e・四行断簡一紙　本紙（三六・〇cm×二・一cm）宝物台帳　第一種宝物　四七

署名花押なし紙背文字なし軸装

（解読）

云ク正ク是身子カ懐ケル疑ニ之時於法花中ニ未能生

記一云言後五百歳者若。准尼母論ニ直列五

百ニ云第一百年ハ解脱堅固第二ノ百年ハ禅定

堅固第三百年ハ持戒堅固、第四ノ百年ハ多聞

四行の中、後の三行に『記の一』の引用が見られ第一行との間には裁断の跡がある。そして最初の一行と後の三

行の筆蹟には差異がある。またこの筆蹟は第一行に於て「法花」の文字は日法聖人とは異り、後の三行の中「戒」「年」等の文字を見ても同師とは全く異る特徴が見られる。『後五百歳合文』と比較しても諸字に於て異る。筆蹟は同一人物に於ても変化があるので断定できないが少くとも光長寺所蔵日法真蹟の文字とは著しく異るので今はこの断簡を真蹟と称する事は疑問として置きたい。

f・一行断簡一紙　宝物台帳　第一種宝物　三八

署名花押あり、わずかに紙背に文字らしきものが認められる。軸装

（解読）

妙法蓮華經寶塔品十一釋中　沙門日法花押

寶塔品の釋中の表紙と考えられる。筆蹟は題目故に他書と容易に比較できる。そして特徴をよく表わしており署名花押も真蹟であると判断される。光長寺蔵日法聖人真蹟『持戒無戒事』の後半部に『妙法蓮華経見寶塔品第十一釋中』の論述が見えるが、おそらくこれが独立の文書でその表紙部分であったものと思われる。軸装裏書には光長寺二十四世日寛師の署名花押があり「奉修覆日法上人御真筆　延寶三乙卯年九月大吉日」（一六七五）とある。

（二）東之坊所蔵断簡

g・八行断簡一紙　本紙（二五・一cm×二五・〇cm）署名花押なし。紙背文字なし。

軸装

（解読）

文意一切悪中ニ成ヲ國王ヲ於悪ス古羊リコトヲ被破ル□

□國ニ他國ニ為タリ第一悪ナル説レ又金光明經ニ云□
□□□悪人□爵善人故乃至他方怨賊□
□□□逗曵乱等ニ云云文意ハ於メ國王ニ愛悪人一
□□人ヲ神ニ必ス被破其國他國ニ云文也法花經
□生云為世所恭敬如六通羅漢等云云文意
法□（花カ）經　敵相□ヲ説テ仏ニハ持二百五十戒堅ク如迦
葉舎利弗等ノ思ハレ人ニ國主ニ被レテ責タトヒ法花經ノ

この文章は筆致が緩かでふくらみがあり多少趣が異るやに思われるが「法花經」「成」「戒」「乃至」等々の文字の特徴が他の真蹟と共通点を有し、日法聖人真蹟と判断してよいと思われる。

表装裏書には承応二年（一六五三）光長寺十九世日深師の表装寄進の署名花押があり「古裏書謂御消息八行」[47]と記され、東之坊十二世蓮乗院日音師が十三世日真師に付与した事が見える。天保十二年（一八四一）八月五日の記録、東之坊所蔵『覺』の中には「日法大聖人御真筆　御書　一幅」とあり日法聖人真蹟としている。日法聖人文書の中のどの部分かは不明である。

（三）立正寺所蔵断簡

h・二行断簡一紙　署名花押なし、紙背文字なし

軸装

（解読）

應當一心廣説此經世、値佛疾成佛道當知是處即是道場諸佛於此

得三菩提諸佛於此轉於法輪諸佛於此而般涅槃

筆蹟は能筆、流麗で光長蔵日法真蹟文書類の文字と雰囲気の違う二行である。休息山立正寺は光長寺と両山一寺と称された時期もあり[48]日法聖人真蹟がもっと伝来されてよい筈であるが天正十年（一五八二）三月三日織田、徳川勢の兵火に罹り貴重な文書の多くが失われている。

当文書表装裏書に「従往古當山開基中老日法聖人真翰云云」とあり寳永五年（一七〇八）立正寺第二十六世日退師の署名花押がある。日退師は学識高く旧記類を研究して史実に基く寺史を編纂している。日退師が当文書を「従往古」と敢て記している点も勘案し当文書は真偽未決として置きたい。

（四）蓮静寺（御殿場市）所蔵断簡

i・十紙巻子本　本紙（二八・五cm×不明）破本

署名花押かすかに認められるが判読不能

当山は本果院日朝聖人開基になる。蓮静寺二十世日顕師の筆蹟にて内題に「本山光長寺開山日法聖人御書教　壹巻」とある。

当文書の本文筆蹟は日法聖人の真蹟か否か検討が必要である。例えば題目の七文字に真蹟の他書とはかなりの差異が認められ、多くの文字に於て筆法に別の特徴が認められる。当文書は長巻であり、虫損多く、順序配列の前後

関係も不明である。今後の研究に俟って論述されねばならないであろう。

（五）本能寺所蔵断簡

j　断簡一紙　本紙（二六・三cm×三七・三cm）『本能寺文書什宝等目録』丙一六

署名花押有　紙背文書有　軸装

（解読）

□□□□

拂迹顕本　尺尊四[釋]ム[阿]及[八]　□信□

伽耶始成

開迹顕本三師弟遠近不遠近　釋日法　花押

廢迹顕本為之　本化并五[宮藏]百塵點

一切世間天人阿修[羅]ゝ文　文句九云[49]佛於三世文

生蘇味

花[前藏]ム乳　阿含酪　方等

法相要文　約[寶]五味

艉[般若]熟　法花[龍樹]酉酉

乳　酪

三藏教　通教

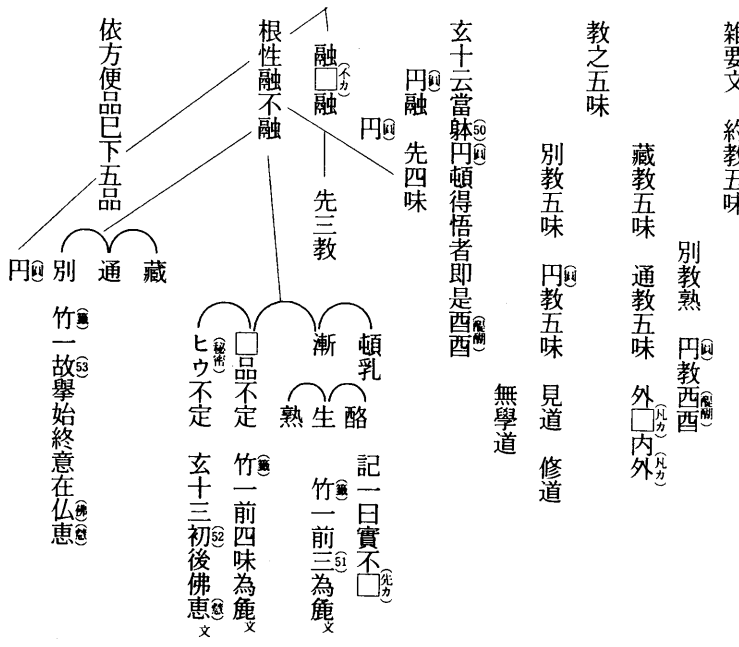
雜要文　約教五味
別教熟　円教西酉
藏教五味　通教五味　外□内外
教之五味
別教五味　円教五味　見道　修道
無學道
玄十云當躰円頓得悟者即是酉酉
円融　先四味
円
融□融
先三教
根性融不融
頓乳
漸
酪
生
熟
記一曰實不□
竹一前三為麁
□品不定
ヒウ不定
竹一前四味為麁
玄十三初後佛恵
依方便品巳下五品
藏
通
別
円
竹一故擧始終意在仏恵
玄二云此彼妙彼妙　玄六云三教是權円教為実

又諸教權実未融為權既融開權顯実為実
記四若以佛恵為法花即始終俱有若以會歸為法花
即終有始無法□教我斉□仏
五□始見我□　玄九云此即別門攝也　記五曰尚方便
玄一云□余經□　化城喩品已下三品
□如法花熟□□三教尒前円　竹一云不比余教為種
二化道始終不始終――脱□法花　在三歸戒羯磨悉不成　就
弘三ノ頌無本故論教不識

『本能寺文書什宝等目録』には「駿河光長寺日法筆聖教切」とある。この文書は筆致が速く直接メモ的な記録と考えられる。しかし内容は「約部五味」「約教五味」「蔵教五味」「通教五味」「別教五味」「円教五味」「恨性融不融」「化道始終不始終」を巧みに図解した解説文の如き内容で『法華玄義』『法華玄義釈籤』『法華文句』、『法華文句記』等を引用しつつ権実、本迹の対比を行っている。

この内容を『御法門御聞書』に対応させて見ると同書下巻第六紙（光長寺解読本四七、四八頁）　等に関連するものであろう。ただ前後関係が複雑でどの部分から分離されたのかは不明である。

文字は早いスピードで書かれているにも拘らず日法聖人真蹟の特徴が一文字一文字によく表れているように判断される。文中に日法聖人署名花押があるが、花押の形状に於て他書とやや異なる部分が認められこの点更に研究を要する。

当断簡の表装裏書に光長寺二十六世[58]日暁師署名花押があり、宝永七年（一七一〇）日法聖人第三百七十遠忌砌に表装新調された事、更に享保十九年（一七三四）六月二十五日光長寺二十九世日泉師が（光長寺隠居とある）本能寺へ寄進した旨が記されている。

（六）妙顕寺所蔵断簡

k・八行断簡一紙　消息文『報日像御房書』

署名、花押あり、紙背文字なし。

（解読）

殊可弘一乗綸旨趣六月
十一日到來謹拝見仕候了
抑日蓮聖人之御本壊令上聞
達候条實以為悦無極存候
此旨可令當宗人々披露候
何様企参上可申談候　恐々謹言
六月　十二日　日法花押
謹上　日像上人御返封[59]

当文書は『報日像御房書』として世に知られ、『宗学全書』[60]等にも紹介されている消息である。

内容は建武元年(一三三四)六月十二日の日付にて日像聖人の一乗弘通の綸旨を得たるを賀す書面で日法聖人の署名花押が認められる。筆蹟は光長寺所蔵日法文書類と比較してやや変化が認められるが『後五百歳合文』に見える「聖人」、「御」等の特徴ある文字を比較すると一致する部分もあり、恐らくは、弟子等の筆蹟ではなく聖人の晩年の筆蹟ではないかと思われる。

最後の行の「御返封」の文字を他の文献が「返報」とか「返事」と読んでいるが手紙の返書としての意味を持つ「返封」と読むべきであろう。

(七)　本覚寺蔵断簡

ℓ・三行断簡一紙　署名花押なし、紙背文字なし

軸装

(解読)

□謀反束打強盗ヨリモ或怖(フチ)或瞋或罵リ或打此ヲ

□シル者所領ヲ与エ此ヲ讃ムル者ハ其内ヲ出シ或科禍引カセ

□容シ名者ヲハ讃ナントセラル、上両度ニテ御勘氣ヲ

平成五年六月三島本覚寺所蔵行学院日朝師文書を拝見に出向き他の文書をも拝見する中に宗祖断簡と他の断簡との三紙が一幅に表装され、宗祖御書断片として昭和六年十月、日蓮宗宗宝[61]に認定されている文書があった。

この文書は中央に宗祖の断簡三行があり左右に異筆の断簡二紙が並べられて本紙各々右上部に後世の加筆が認め

られる。中央には「高祖三行」とあり、左右には「日出」[62]とある。この二紙は日出師の真蹟としているようである。

しかし左側の断簡三行は私見では日法聖人の真蹟と考えるべきである。何故ならば右側の日出師文書と称する四行の筆蹟とは異り日法聖人の筆蹟の特徴をよく現わしているからである。一行には漢字が十六文字ほど並び和訓、訓点がほどこされている。

「謀」「盗」「或」「所領」「出」「引」「度」等々筆法の特徴がはっきりした文字は『御法門御聞書』の筆蹟と正に類似している。内容的にも同書に類似の箇所が認められ真実を唱える者が迫害され、真実を歪める者が優遇される世の不合理を述べている部分である。

（八）宥清寺蔵断簡

m・十九行断簡一紙　本紙（二七・〇cm×三六・〇cm）『宥清寺』文書13－2

署名花押なし紙背文書あり軸装

解読と内容は本稿二、で述べた通り。先年日法聖人真蹟として発見し『御法門御聞書』の一部である事を小論で表明した。紙背文書は日弁聖人消息である。

七、日法聖人文書の伝承の記録

光長寺に所蔵する日法聖人筆写本は前記断簡類以外に次のものが真蹟として考えられよう。

『御法門御聴書上』『宝物台帳』第一種宝物　一二三

『御法門御聞書下』　〃　〃　二四
『本迹相違要文上』　〃　〃　二九
『本迹相違要文下』　〃　〃　三〇
『下山抄』　〃　〃　三四
『下山抄』（仮名交り文）　〃　〃　三五
『撰時抄　下』　〃　〃　三一
『四信五品抄』　〃　〃　三二
『太田禅門抄』　〃　〃　二八
『無益外道行集』　〃　〃　四〇
『後五百歳合文』　〃　〃　三三
『持戒無戒事』（『妙法蓮華経見寶塔品第十一釋中』を含む）　〃　〃　三七
『大般涅槃経要文』『宝物台帳』第一種宝物　三九
『華厳宗所立義要文』　〃　〃　四一
『真言宗所立義要文』　〃　〃　四二
『和漢朗詠集下』　〃　〃　四三
『天地人三才之巻』（題名は不詳）　〃　〃　四四

これらの文書は当初は宗義研鑽の書として当門の多くの僧に拝読されて来たものであろうが江戸期には破損と散逸を恐れ巻子本とされ、保存、伝承に大きな努力が払われて来た事が解る。光長寺歴代三師の記録を追って見る事とする。

（一）日意師の記録（光長寺十二世）

宥清寺　13－1・13－2文書が『御法門御聞書』下巻にかつて存在したものである事を証明できたが『御法門御聞書』の光長寺伝来の経過及び同書が教義研鑽と信仰の上に如何に渇仰され診重されたかを些か述べて置かねばならない。

同書の由来の一端が知られる文書は光長寺所蔵、同寺十二世日意師の江戸初期の記録である。元和六年（一六二〇）十二月一日の日付で当時冊子本にて伝承されていたと思われる原本の表紙又は裏表紙に修復時の記録として残されていたものである。日意師の三種の記録が後に表装され保存されて来た。[63]

この記録によればこの時既に写本の所謂『連々御聴書』が存在しており題名は「写本に云く」として『聖人御法門聴聞分連々集之』が付与された。冊子本としての修復がなされた時に「私云此本ハ上巻也但シ未法弘通本門八品上行付属之事此本ニ相添在之故ニ初ニ奉置之也」とあると見れば、本門八品上行付属の重要法門のある部分を前半に置いて上巻とした事が解る。「私云ク此本ハ上巻也」とある。即ち日意師が此本としているのは今日の下巻を指していると思われる。事実その後の部分に日意師筆で「本門八品ニメ上行付属在之故ニ日蓮出世ノ末代ニ宗旨建立在之事」という一行と「種々肝要之法門共在之歟（最）可秘之也帋（紙）数世三丁」とある。三十三紙とは今日の下巻三十紙に対応するものであろう。三紙の中の一紙が宥清寺文書に相当する。今日の上巻は二十紙である。

『御法門御聞書』と『連々御聰書』は内容に於て共に有しない部分を持つと同時に上下巻に逆の対応がある事に注目しなければならない。即ち当初上巻だった部分が後世下巻になった事が判明するのである。

日意師の署名花押の末尾に「奉寄進日法聖人御自筆　沼津正見寺本行院日圓」とある。日圓師は正見寺歴代にその名が見え寺歴によれば寛永七年（一六三〇）六月十一日遷化という事が記録される。日意師が寛永五年（一六二八）二月四日の遷化であるから同年代に在世された両師である。

（二）日寛師の記録（光長寺二十四世）

今日の『御法門御聞書』の上巻冒頭部分には日弁聖人消息があり、分離されて存在する事は既に述べた所だがこの分離の年代も重要である。同表文書を補った部分の添書きに

「此一紙雖有日法上人御自筆裏ニ依有日弁上人御消息修覆ノ節以談合為掛物故ニ御法門ヲ奉写入置物也」とある。この時に分離され補記がなされた事は確かである。この補記の文字の中には「伝教大師」「迦葉」「阿難」「龍樹」「天親」「南岳天台」「妙楽」等々の特徴あるものが多い。幸いこれらの諸尊はみな御本尊に勧請されるので、この筆蹟を光長寺歴代御本尊に対比して見ると、正に第二十四世日寛師の延宝三年（一六七五）秋彼岸結日書写の御本尊の文字と一致するのである。更に『御法門御聞書』下巻の紙背の本紙継目、継目に二種の黒印が押捺されており、この中一個の丸型の黒印の文字は「日寛」と判読する事が出来る。この黒印は他に紙背文書の存在する『四信五品抄』『文句疏記要文』にも本紙継目に認められる。

されば日寛師の時に日弁聖人消息が分離され、表文書が師により補記された事、冊子本が巻子本に改められた事が判明する。この時の表装裂地は他の巻子本とも一致しており、一連の冊子本はこの時巻子本に改められ破損の防

止の意味と散逸防止の意味が推定される。

紙背に存在する種々の消息の重要性が注目された事は日意師の記録に加筆された部分「但シ裏ニ六老僧ノ御筆アリ」と日寛師の筆蹟と思われる一行に表われている。[64] また日寛師の補記の添書に「以談合」とあるを見ても日弁聖人消息一通を原本から分離するのに門未関係僧侶の合意によったものである事が明白で、原本が無断で分離されぬようにとの配慮が伺われる。既に原本に欠頁が生じていた事も想像に難くない。

（三）日暁師の記録（光長寺二十八世）

時代は降って光長寺二十八世日暁師代に日法聖人第三百七十遠忌を記念して多くの光長寺所蔵文書が再修復された事が記録に残る。例えば『日弁聖人消息』[65]『日春聖人真筆（消息）』[66]『日法聖人八品所顕立義』[67]『元祖母堂妙蓮尊尼直筆』[68]等はいづれも正徳元年（一七一一）十一月に再修復が行われたものである。

京都本能寺所蔵『駿河光長寺日法筆聖教切』は宝永七年（一七一〇）三月に光長寺日暁師により表装されたものである。但し再修補ではない。ただ日暁師がこの軸の裏書に自ら二十六世と署名花押をしており、正徳元年の一連の裏書には自ら二十八世として署名花押をしている為疑問視される部分ではある。

しかし当時の墓石や古過去帳により当時の歴史が説明されねばならない。

光長寺にては二十五世[69]と称せられていた日淳師が宝永七年（一七一〇）一月に遷化せられ日暁師ははじめ二十六世を称していたと思われる。その頃本法院日高師〈元禄十六年（一七〇三）十月遷化〉の加歴問題が浮上したものであろう。如何なる事情か二十三世日韶師が〈元禄三年（一六九〇）七月遷化〉が二十五世再住として列せられ日淳師は二十六世とされた。日高師は二十七世に加歴され、日暁師は結局正徳元年（一七一一）十一月の記録以降は

二十八世と称され、以来今日の歴代譜になっている。

このような事情により日暁師が二十六世と称した年代と二十八世と称した年代があり両方共記録に残されたものであろう。

この日法聖人文書は享保十九年（一七三四）六月二十五日、光長寺二十九世日泉師が本能寺へ寄贈した事が裏書に見える。即ち当文書ははっきりした経路が記録されたものである。

八、結　び

京都市宥清寺文書二点は注目すべき資料であり日法聖人真蹟断簡との比較に於てその位置をあきらかにする事ができた。そして原本との関係を見出すと共に紙背文書としての日弁聖人消息の意味する所も考察した。各地に存在する日法聖人断簡を取上げ新発見の文書類を含めその内容にも言及したが筆蹟の比較に於て日法聖人の真蹟と疑義のあるものとを識別し分類を試みた。

日法聖人文書の筆蹟は年代により差があり、又筆蹟に緩急の差がありこれを考慮に入れると殊に慎重な判断を要する。断簡を含め二十八点を確認し、真蹟断簡類の内容からも種々の事実が判明したが分野によりて更に幅広い研究を要するであろう。

日法聖人文書は当初より珍重され散逸を恐れた事が考えられるが教義研鑽の僧に多く転読、転写されたであろう事は原本の破損状態より容易に推察できる。原本の散逸と破損を防止する為に冊子本が巻子本に改められ、紙背の貴重な文書のあるものには継目に黒印が押捺され、又添書きにより原本の重要性、紙背文書の重要性が喚起される等、光長寺に於ては種々の意が用いられ日法聖人文書の維持保存が計られて来た。一方では原本より貴重な部分が

特別に分離され軸装にされて多くの僧俗に信仰の対象として披露される場合も生じ、同胞寺院間の通用交流の為に供される場合も生じたと考えられる。

再三の表装補修の記録や後世の加筆部分は断簡が分離された時機を示す場合もあり、断簡の帰属経路を示す場合もある。日法聖人の署名花押が存在する文書が多く、場合によっては切り貼りされた形跡が何個所も見られる。[70] 例えば『下山抄（書下文）』の「大捕阿日善付属正慶二年六月一日」の文字が花押部分に加筆されているがこれは日法聖人筆蹟とは考えられず後世（別人）のものと判断される。従って書誌的研究の中で署名花押の研究も重要である。

日法聖人断簡が有する様々の意義に注目し本論を進めてきた。特に『御法門御聞書』に関連する問題であるが同文書には『連々御聴書』にない内容を含み、日興、日昭、日向の各師の文書との関連性も重要である。その紙背の消息類は特に興味深く、執原法難後の日法、日弁両師の結びつきとこの時期の日興、日弁両師の離反の事実を示唆するものである。

『御法門御聞書』が前後関係の連続性に乏しい点も同書の研究を困難にしている点であるが唯、各地に伝承された真蹟断簡がこの解明に一つの手がかりを与えてくれた事は確かである。その意味に於てこれら断簡の真価は今、正当に評価されねばならない。

これら信頼できる資料に基づき研究を布衍して当門流の初期の教義的、歴史的側面を更に解明して行く事が必要であろう。（資料の閲覧に御高配下された各寺院様に厚く御礼申し上げます）

註

（1）光長寺『宝物台帳』第二種宝物乙類　一

（2）『宥清寺』宥清寺寺史編纂課　平成元年　四五頁

（3）『種々御振舞御書』に「鎌倉をいでしにわかみやこうじにうち出で云云」とある『昭和定本日蓮聖人遺文』（以下『定遺』）九六五頁

（4）「若宮尸」とも称され「若宮法華寺」の富木常忍の領地。

（5）『静岡県史料』第二輯駿州古文書「旧大宮司富士家文書」三三北條氏政判物知行方に「若宮」がある。

（6）『大正蔵経』（以下『正蔵』）三三巻－七六三頁a

（7）『正蔵』三四－一二二b（文句九に入る）

（8）『正蔵』三四－三二一c（記九に入る）

（9）『正蔵』に一ヒはない。

（10）『正蔵』三四－三二二a答の下に「今云」助者。擧況而已。恐倚圓蔑偏。然弘經者隋其行位。」がない。

（11）『正蔵』三四－一三八a

（12）『正蔵』三四－一四一a

（13）踟跦も同義。足ぶみするさま。

（14）『正蔵』三四－四〇c　「根深枝栄云云」宗祖引用御書は『報恩鈔』（『定遺』二四八）『四條金吾殿御返事』（『定遺』一六六六）「根露枝枯源乾流竭」宗祖引用御書は『呵責誘法滅罪鈔』（『定遺』七八五）『曽谷入道殿許御書』（『定遺』九〇八）『實相寺御書』（『定遺』一四三五）『彌源太入道殿御消息』（『定遺』一五四九）『根露枝枯御書』（『定遺』二二一九）

(15) 『正蔵』三四－一二五b文句巻第九上「見雨猛知龍大。見花盛知池深」宗祖引用御書『開目鈔』（『定遺』五七三）『観心本尊鈔』（『定遺』七二〇）『顕佛未來記』（『定遺』七四二）『曽谷入道殿許御書』（『定遺』九〇二）『呵責謗法滅罪鈔』（『定遺』七八五）

(16) 見開きの表題による。但し題箋には『佛法傳來記』とあり内題は『佛法渡次第記』、光長寺宝物管理委ラベルには『日本国佛法渡次第記』とある。

(17) 宗祖直筆と思われるが巻子本冒頭八行は検討を要す。

(18) 分類番号は『御法門御聞書』大本山光長寺平成二年一一六頁の「表裏文書関係一覧」上巻の表による。

(19) 光長寺一二世日意師筆『本門八品所顕之義證文』に原本修復の元和六年一二月一日の記録がありその中に記される。

(20) 『正蔵』三三－七六三a（4）『法華玄義』巻七上。「衆生不信須爲實施權、以淺助深、無虚妄也、比則雙用權實而弘經也」

(21) 『正蔵』三三－七六三a『法華玄義』七上

(22) 『御法門御聞書』対応部位は光長寺発行本八二頁

(23) 『正蔵』三三－七六三aは玄七になっている。

(24) 『正蔵』には「也」になっている。

(25) 『日蓮宗宗學全書』（以下『宗全』）第一巻一一〇頁（6）には「善」が「普」になっている。

(26) 正しくは踟蹰と思われる。

(27) 『正蔵』にては玄義七

(28) 『定遺』一七一〇「富城殿女房尼御前御書」弘安二年二月二五日

日法聖人文書の研究（一）

(29) 『宗全』第二巻一一七頁　日興師「本尊分與帳」

(30) 『富士日興上人詳伝』堀日亨　昭和三八年一〇二頁

(31) 江戸期題簽に『本迹相逡要文』とあり同じ内題がある一巻と、江戸期題簽に『本迹相逡抄』とあり文中に「口迹相逡」の文字が見える一巻がある。後者の末尾に日法聖人署名花押があり後半部（下巻）と思われるが昭和四五年貼付ラベルには前者が『本迹相違要文下』とあり後者のラベルには『本迹相違要文上』とある。今は総称して『本迹相違要文』と表現しておく。

(32) 実際は後半部

(33) 実際は前半部

(34) 『定遺』「下山御消息」一三四三頁

(35) 『定遺』には「頭」となっている。

(36) 『定遺』には「現當二世に」が入る。

(37) 『定遺』には「科」となっている。

(38) 竊・窃（ヒソかに）本文には竊と書かれている。

(39) 『定遺』には「或」が入る。

(40) 『定遺』には「經」がない。

(41) 『定遺』一五七四『本尊問答鈔』

(42) 『定遺』には「行者」が入る。

(43) 軸装裏書に光長寺二八世日暁師の「八品所顕立義八行餘」の記録がある。

(44) 『法華經並開始』平楽寺書店真読　二六七頁

(45) 『法華經並開結』三四六頁

(46) 『正蔵』三四－一五七ｂ『法華文句記』巻一上

(47) 「七」行を訂正して横に「八」とある。

(48) 慶長七年三月一三日『休息山立正寺門末檀徒連印之証』鏡像院記、『興隆学林紀要』一号「本果院日朝聖人に関する研究」拙稿　二四頁

(49) 『正蔵』三四－一二九ｃ

(50) 『正蔵』三三－八〇七ａ

(51) 『正蔵』三三－八二三ｃ

(52) 『正蔵』三三－八〇八ａ

(53) 『正蔵』三三－八一八ｃ

(54) 『正蔵』三三－六九六ｃ『正蔵』には「彼」の文字なし。

(55) 『正蔵』三三－七六四ｂ『正蔵』には『玄義』七上になっている。

(56) 『正蔵』三四－二五一ｂ「法花則」は『正蔵』には「法花則」になっている。

(57) 『正蔵』三三－七八八ｂ

(58) 光長寺に於ける二五世から二八世は正徳元年（一七一一）頃に加歴等の問題があり歴代に異動が生じた。日暁師は正徳元年以降に二八世となる。

(59) 『宗全』は「御返報」とし『日蓮とその弟子』の宮崎師は「御返事」とされる。

(60) 『宗全』一巻上聖部一四七頁。『日蓮とその弟子』宮崎英修著一四二頁

(61) 昭和六年十月一日　日蓮宗宗宝　第四八八号

(62) 日出（一三八一～一四五九）三島、鎌倉両本覚寺開山、行学日朝の師『永享問答記』著。

(63) 光長寺『宝物台帳』第二種宝物乙類一〇『連々集之証』

(64) 更にその脇に「此ノ一行十二字ハ廿四世日韶師ノ加筆也」とあり、日韶師とあるのは日寛師の誤りと思われる。

(65) 光長寺『宝物台帳』第二種宝物乙類一

(66) 光長寺『宝物台帳』第一種宝物二二

(67) 光長寺『宝物台帳』第一種宝物二七

(68) 光長寺『宝物台帳』第二種宝物乙類五

(69) 光長寺『宝物台帳』第四種宝物二「三師画像」の日淳師自署に「第二十五祖」とあり、同師墓石も「二十五世」、古過去帳にも「二十五祖」とあるが後に「二十六祖」と書き直されている。

(70) 『御法門御聞書』下巻末尾の署名花押、『本迹相違要文』上巻末尾の署名花押、『持戒無戒事』文中の署名花押、『真言宗所立義要文』末尾の署名花押、『和漢朗詠集』初めの署名花押、末尾の署名花押等々。